

（ 令 4 . 1 0 . 1 9
実 8 - 3 ）

説 明 資 料

〔地方税における税務手続のデジタル化〕

令和 4 年 10 月 19 日（水）

総 務 省

目次

I.	取組の概況について	3
II.	具体的取組状況について	
1	申告・申請のデジタル化	8
2	納付のデジタル化	11
3	国税・他機関との情報連携	17
4	地方税関係通知のデジタル化	23
III.	今後の課題・方向性	27
IV.	参考資料	29

I . 取組の概況について

地方税における税務手続のデジタル化

- デジタル技術の進展等を踏まえ、納税者の利便性の向上、課税当局の業務効率化・省力化、適正・公正な課税の実現等のため、eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)等を活用した全国統一的な申告・申請のデジタル化、納付のデジタル化、国税・他機関との情報連携といった地方税務手続のデジタル化を推進。

申告・申請のデジタル化

- eLTAXにより、全ての地方団体に対し電子申告等が可能(平成17年1月 運用開始、平成22年 全地方団体がeLTAXに接続)
- 法人を対象とする手続を中心として、電子申告等が可能な手続を順次拡大。
- eLTAX利用率は、年々増加(令和3年度実績: 法人住民税・法人事業税 81.7%、等)

納付のデジタル化

- 令和元年10月より地方税共通納税システムの運用を開始、全ての地方団体に対し電子納付が可能。
- 法人を対象とする税目を中心として、電子納付が可能な税目を順次拡大。
- eLTAXを利用した納付額は、年々増加(令和3年度実績: 2兆9,138億円)

国税・他機関との情報連携

- 地方団体と国税当局間での情報連携(例: 課税資料(所得税確定申告書、扶養是正情報等)の共有、電子申告における共通入力事務の重複排除、申請・届出手続の電子的提出の一元化、等)
- 地方団体間での情報連携(例: ふるさと納税ワンストップ特例通知書、等)
- 税務当局以外の他の行政機関との情報連携(例: 固定資産税等に係る登記所との連携、等)

最近の主な取組状況

1. 申告・申請のデジタル化

- 令和3年10月 個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告開始
- 令和4年4月 納税者等が地方団体に対し行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを利用して行うことができるよう措置【令和4年度税制改正】
- 令和5年10月 地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税、宿泊税の電子申告開始予定

2. 納付のデジタル化

- 令和元年10月 地方税共通納税システムの運用開始（対象税目は、主として法人向けの税目）
- 令和3年10月 対象税目に個人住民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割を追加
- 令和5年4月 対象税目を全税目に拡大、納付手段も拡充【令和4年度税制改正】
地方税統一QRコードを活用した固定資産税等の電子納付の開始

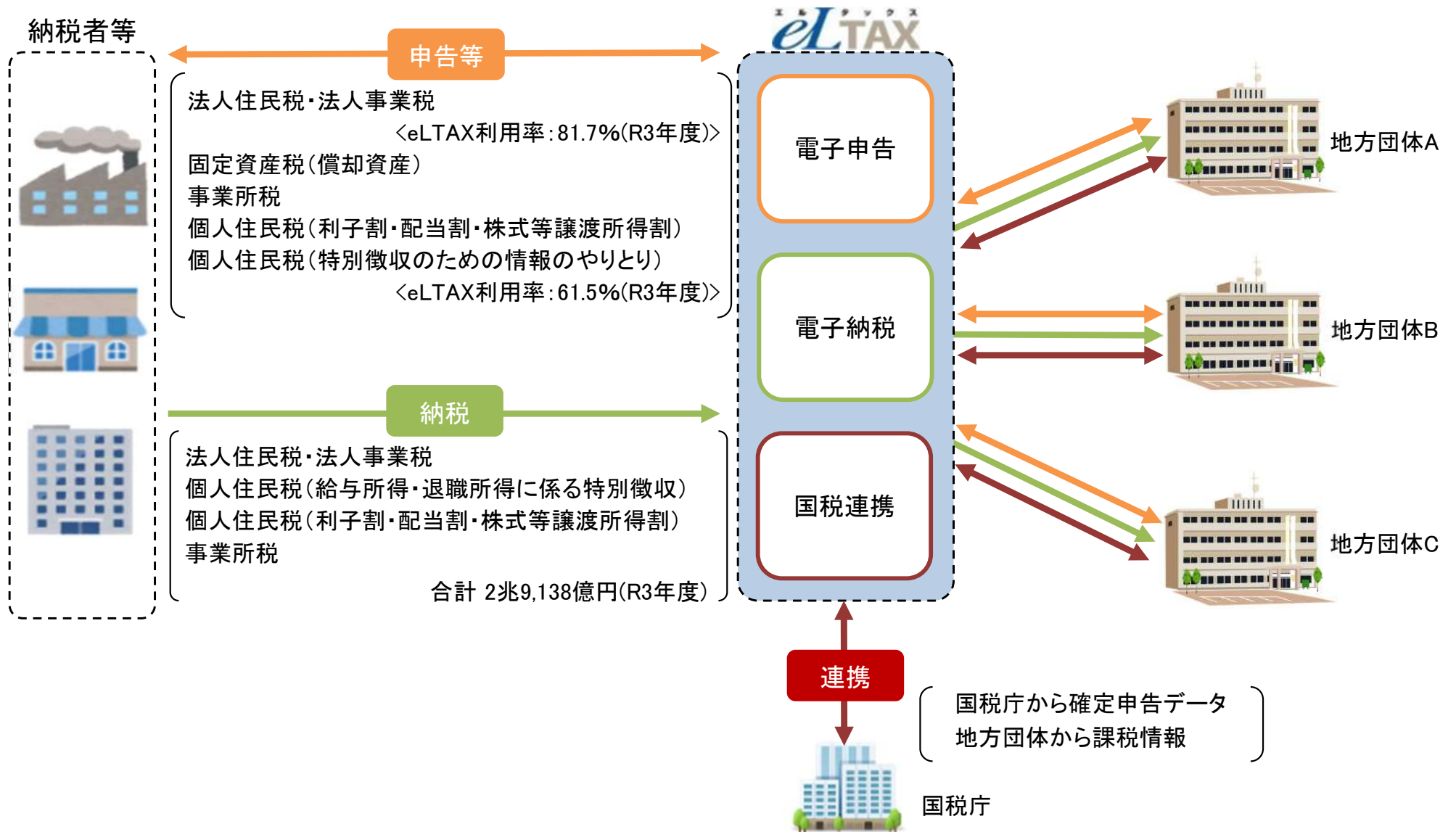
3. 国税・他機関との情報連携

- 令和2年1月 登記所と地方団体との情報連携開始（固定資産税等）
- 令和2年4月 法人税申告時に提出された財務諸表の連携開始
- 令和5年1月 軽自動車税関係手続のオンライン化
（軽自動車税OSS、軽JNKS（軽自動車税納付確認システム）の運用開始）

※上記のほか、令和6年度分の個人住民税から、特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付を開始予定。

eLTAX(エルタックス)について

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続きを電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。

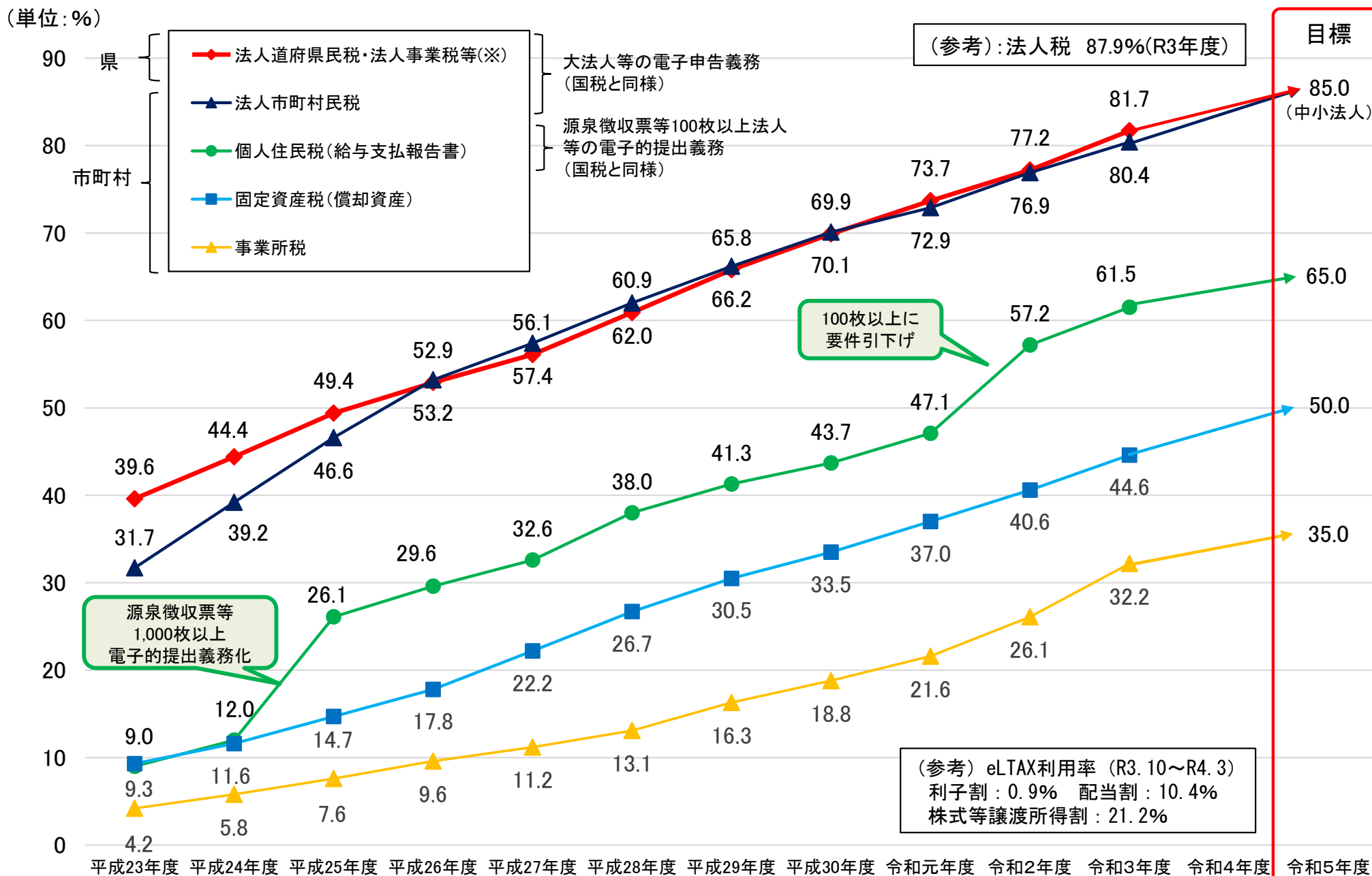


Ⅱ. 具体的取組状況について

1 申告・申請のデジタル化

地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移

○ eLTAXを通じた電子申告等の利用率は、年々、上昇している。

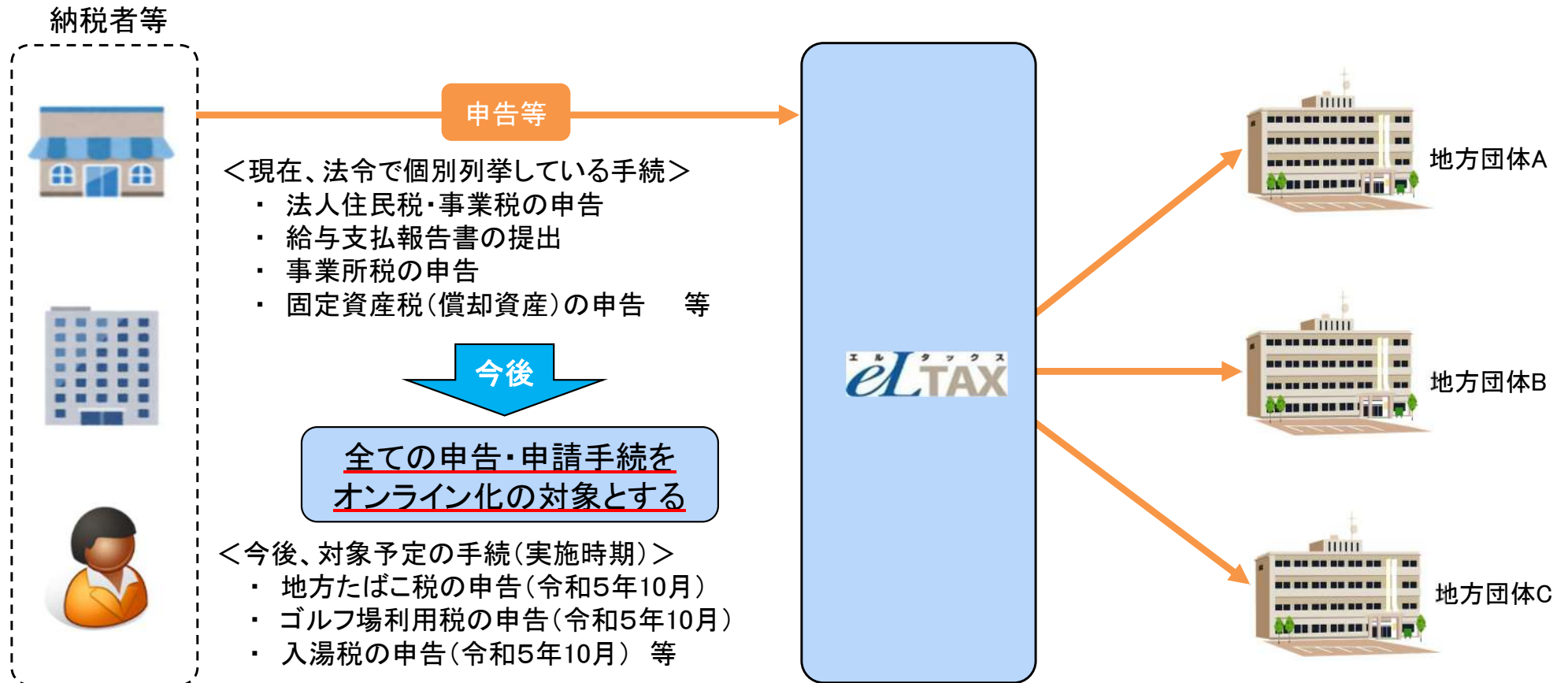


※地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。

eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大(令和4年度税制改正)

- eLTAX(地方税ポータルシステム)を通じた申告・申請は、これまで、オンライン化のニーズに応じて、法人を対象とする手続を中心として拡大し、地方税法令上、対象手続を個別に規定。
- 今後は、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを利用して行うことができるよう所要の措置を講ずる。

※ 令和4年4月1日施行。



2 納付のデジタル化

地方税共通納税システムについて

- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、eLTAXを通じた電子納税が可能。
- 現在、インターネットバンキング及びダイレクト納付(口座引落とし)による支払いが可能。

概要

<主なメリット>

納税者

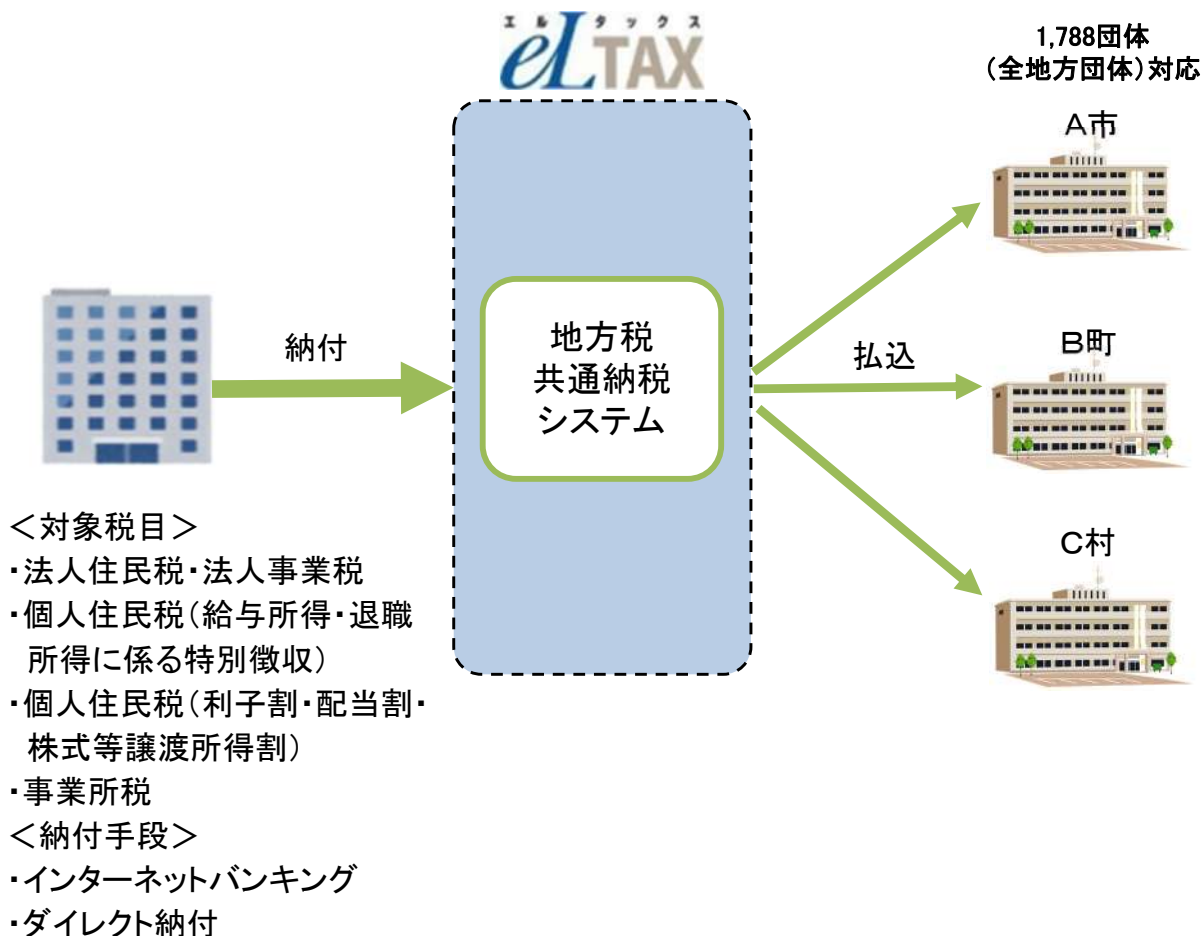
- 対象税目について、全ての地方団体に対して電子納税可能
- 合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能

金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- 領収済通知書の処理に係る負担軽減

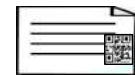
地方団体

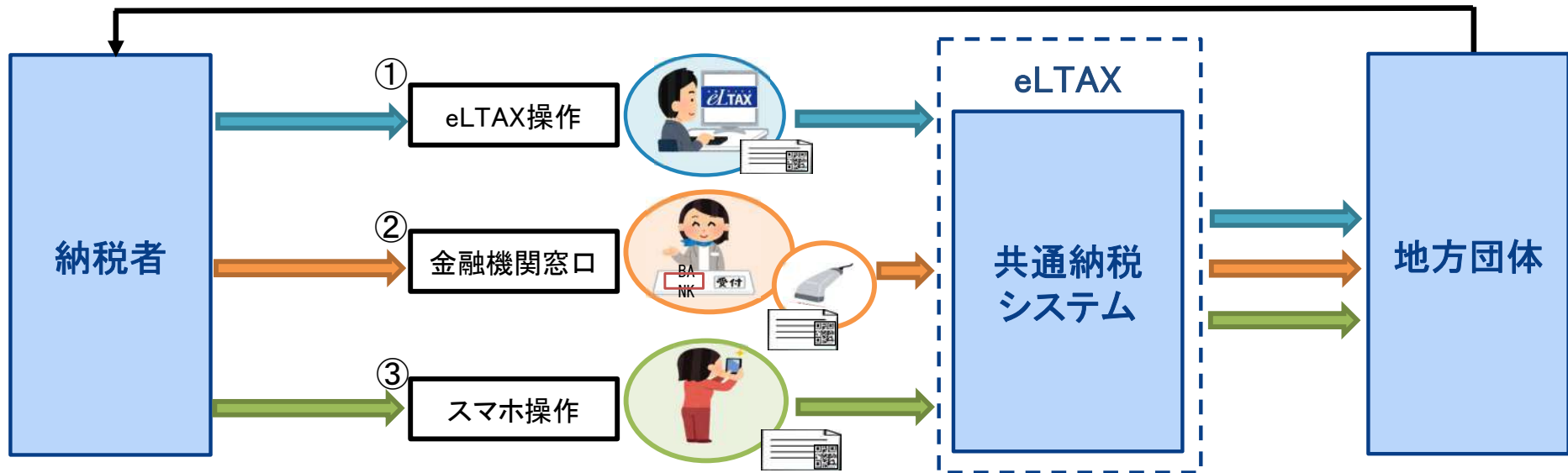
- 納付書の封入作業等の負担軽減
- 印刷費、郵送費等の負担軽減



地方税統一QRコードの活用について

- 地方団体は、関係機関における事務負担の軽減及び納税者の利便性向上のため、令和5年度から地方税の納付書に地方税統一QRコードを付す。
 ※ 固定資産税・都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割については、地方税共通納税システムの対象税目拡大と合わせ、令和5年度から全地方団体が納付書にQRコードを印刷。その他の税目についても、希望する地方団体がQRコードを印刷。
- 当該QRコードは、①eLTAX操作による納税、②金融機関窓口における納税、③スマホ操作による納税に活用する。納付情報は、eLTAXを経由して、地方団体に対し電子的に送付される。

 納付書にQRコードを印刷の上、送付



■地方団体の地方税統一QRコード活用開始(令和5年4月)に向けた今後のスケジュール

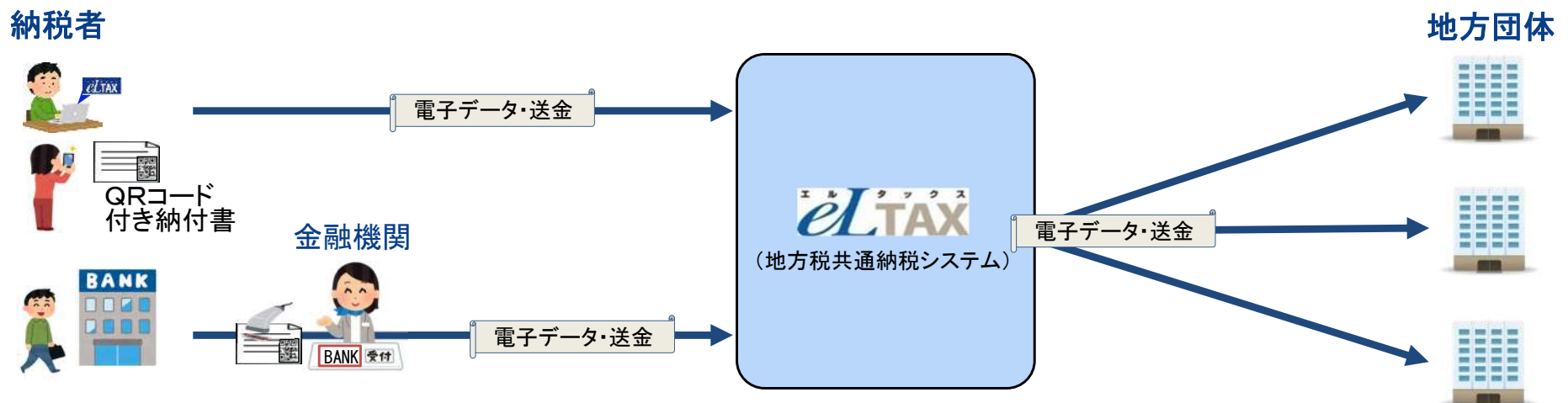
R3年度			R4年度											R5年度		
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
基幹税務システム仕様調整			基幹税務システム改修 ・納付情報のアップロード ・案件特定情報の納付書等への印字 ・QRコード等の納付書等への印字 など											運用開始		
			eLTAXとの連動試験													
			運用準備													

eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大(令和4年度税制改正)

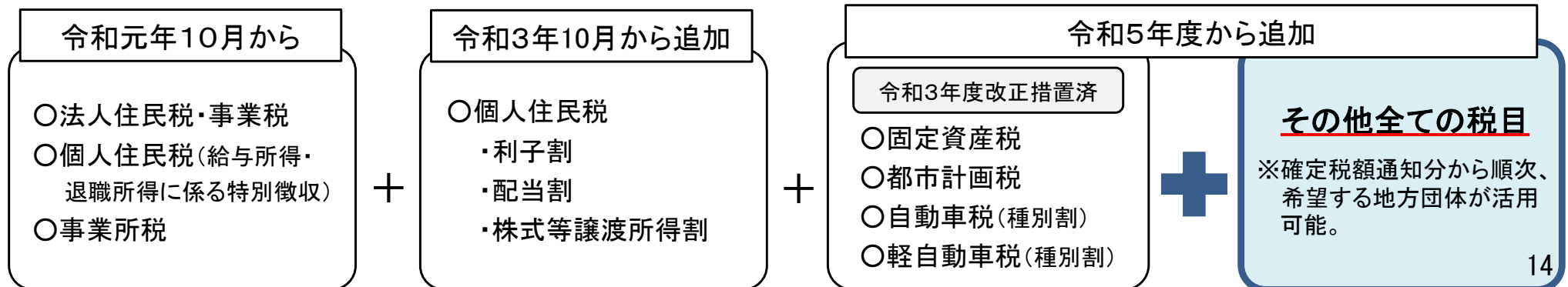
- eLTAXを通じた電子納付は、主として法人を対象とする税目から順次、対象税目を拡大。令和3年度税制改正において、個人の納税者にも納付機会が多い固定資産税等4税目についても対象に追加。
- 今般、地方税統一QRコードを活用した納付に係る仕組みの構築に目途がついたことから、これを契機に、eLTAXを通じた電子納付の対象を全税目に拡大するため、所要の措置を講ずる。

※ 令和5年4月1日以後の納付について適用。

■eLTAXを通じた電子納付(イメージ)



■eLTAXを通じた電子納付の対象税目

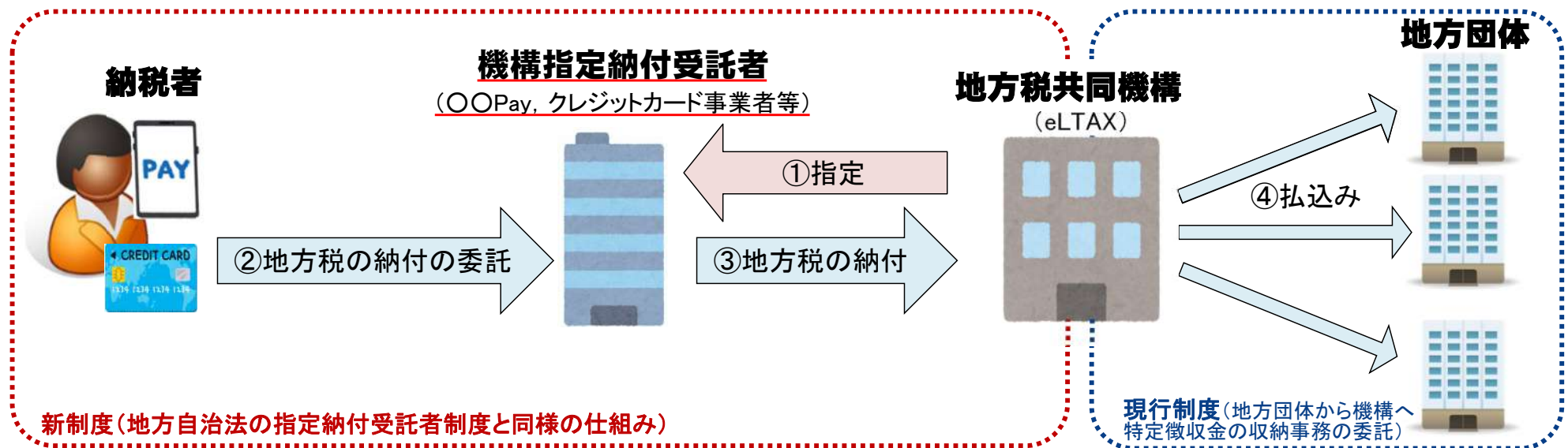


eLTAXを通じた電子納付に係る納付手段の拡大(令和4年度税制改正)

- 現在、eLTAXを通じた電子納付については、金融機関経由の納付(インターネットバンキング等)のみが可能。
- 今後、固定資産税等全税目への電子納付対象拡大(令和5年度)と合わせ、納税者が、地方税共同機構が指定する者を経由してスマートフォン決済アプリ、クレジットカード等による納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる。

※ 令和5年4月1日以後に地方税の納付を委託する場合について適用。

■eLTAXを通じた電子納付に係る新たな納付手段(イメージ)

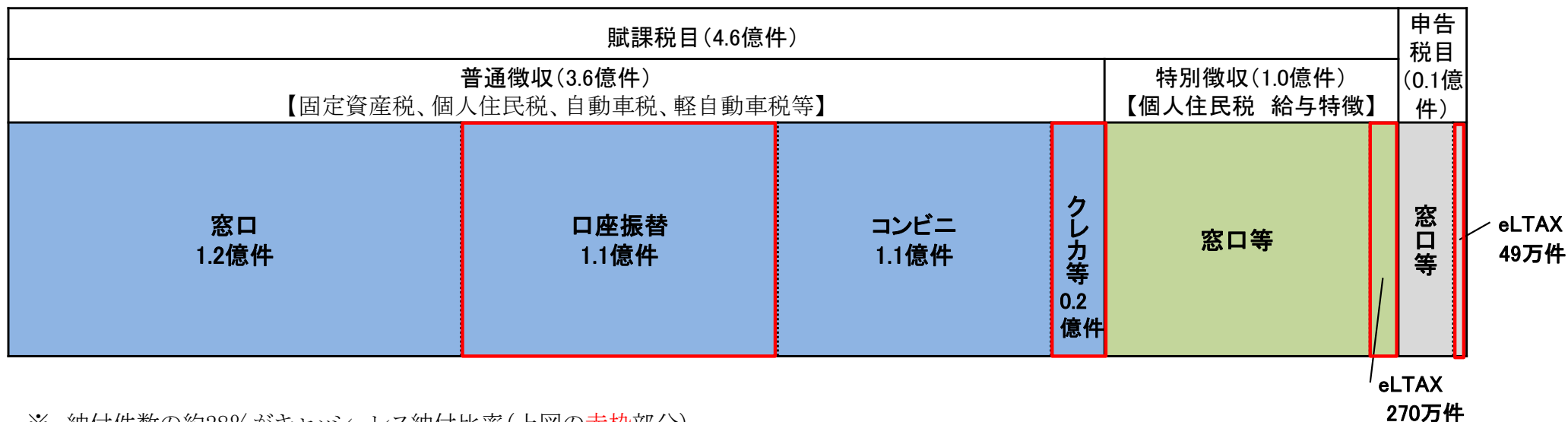


- ※1 機構指定納付受託者が指定日までに納付(③)した場合には、委託(②)の日に遡って、納税者から納付があったものとみなす。
- ※2 納税者が機構指定納付受託者を通じた納付手続を行った場合であって、当該機構指定納付受託者が指定日までに納付しなかったときには、地方団体が指定納付受託者を指定した場合と同様に、当該地方団体は、保証人に関する徴収の例により当該機構指定納付受託者から徴収する。
- ※3 地方団体が、機構指定納付受託者の指定に関し、意見を述べる事ができる等の所要の措置を講ずる。

地方税における納付件数の内訳及びキャッシュレス納付比率(令和2年度推計)

- 賦課税目(普通徴収分)については、口座振替、コンビニ納税等の納付手段が一定程度活用されている。また、個人住民税(給与特別徴収分)や申告税目についても、令和元年10月から、eLTAXを通じた納付が可能となっている。
- 申告税目や特別徴収分については、eLTAXを通じた納付を推進するほか、普通徴収分について、令和5年度以降、地方税統一QRコードを活用した電子納付を推進予定。

<地方税納付件数4.7億件の内訳(令和2年度推計)(※)>



- ※ 納付件数の約28%がキャッシュレス納付比率(上図の赤枠部分)。
- ※ 納付件数は、総務省から地方団体への調査、eLTAXに係るものは地方税共同機構における集計による。
- ※ 納付件数に地方消費税、国民健康保険税等は含まれていない。

3 国税・他機関との情報連携

国税庁→地方団体

- 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信(平成23年1月～)
 - 所得税確定申告書に記載されている所得金額等の情報を提供
- 法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信(平成25年5月～)
 - 国税庁に提出された法定調書のうち、利子・配当等の支払調書等の情報を提供
- 源泉徴収義務者情報の市区町村へのデータ送信(平成29年6月～)
 - 市区町村における特別徴収義務者の把握に資するよう、源泉徴収義務者の名称・所在地等の情報を提供
- 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出の地方団体へのデータ送信(令和2年3月～)
 - 国税庁にe-Taxで提出された法人納税者の開廃業・異動届等について、地方団体にも情報を提供
- 法人税申告時に提出された財務諸表の地方団体へのデータ送信(令和2年4月～)
 - 国税庁にe-Taxで提出された法人税関係書類としての財務諸表等について、地方団体にも情報を提供
- 法人税情報(法人名簿情報・申告決議情報等)の地方団体へのデータ送信(令和2年11月～)
 - 国税庁が保有する法人税情報について、地方団体に情報を提供



地方団体→国税庁

- 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信(平成25年6月～)
 - 市区町村において有している所得控除や合計所得金額の変更に係る情報を国税庁に提供
- 市区町村で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継(平成29年1月～)
 - 市区町村において受理した所得税確定申告書の情報を国税庁に電子的に提供



上記のほか、給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化(平成29年1月～)を行っている。
 → 支払報告書と源泉徴収票を統一したレイアウトで作成し、eLTAXを通して提出することで、支払報告書が市町村に、源泉徴収票が税務署に提出される。

eLTAXによる地方団体間の情報連携

税目	eLTAXの対象手続	送信者	受信者
個人住民税	市町村が住民登録外者に課税する際に、当該者が住基台帳に登録されている他の市町村へ行う住民登録外課税通知	市町村 (住民登録外者への課税団体)	市町村 (当該者を住基台帳に登録している団体)
	ふるさと納税に係るワンストップ特例通知書の送付	都道府県 市町村 (寄附金受領団体)	市町村 (課税団体)
地方法人二税	<ul style="list-style-type: none"> ・2以上の道府県に事務所等を有する法人の主たる事務所等所在の都道府県が関係都道府県へ行う、法人住民税及び法人事業税の課税標準額及び分割基準に関する通知 ・道府県が関係市町村へ行う、法人住民税の課税標準額に関する通知 	都道府県 (主たる所在地団体等)	都道府県 市町村 (関係団体)

軽自動車税関係手続のオンライン化(令和3年度税制改正)

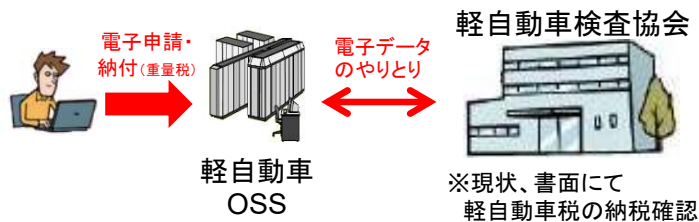
- 軽自動車税関係手続については、国の関連システムの更改時期(※令和5年1月予定)にオンライン化を実現できるよう、所要の措置が講じられた。
- 現在、関係機関において、「軽自動車の保有関係手続のワンストップサービス」(軽OSS)及び「継続検査時に利用する軽自動車税の納付確認システム」(軽JNKS)の稼働に向けて、準備中。

※新たな電子化対象手続

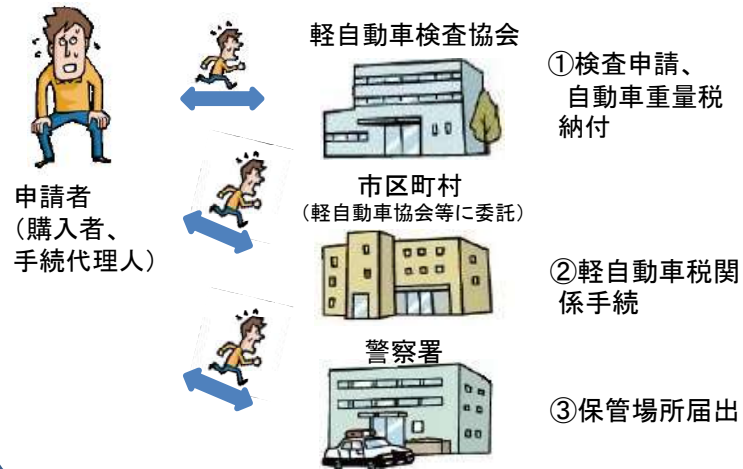
- ①軽自動車の新車新規に係る申告 (※継続検査に係る手続は令和元年5月に稼働済み)
- ②軽自動車の継続検査向けの納税証明書の電子化 ※①②とも二輪・原付除く

【 現 行 】

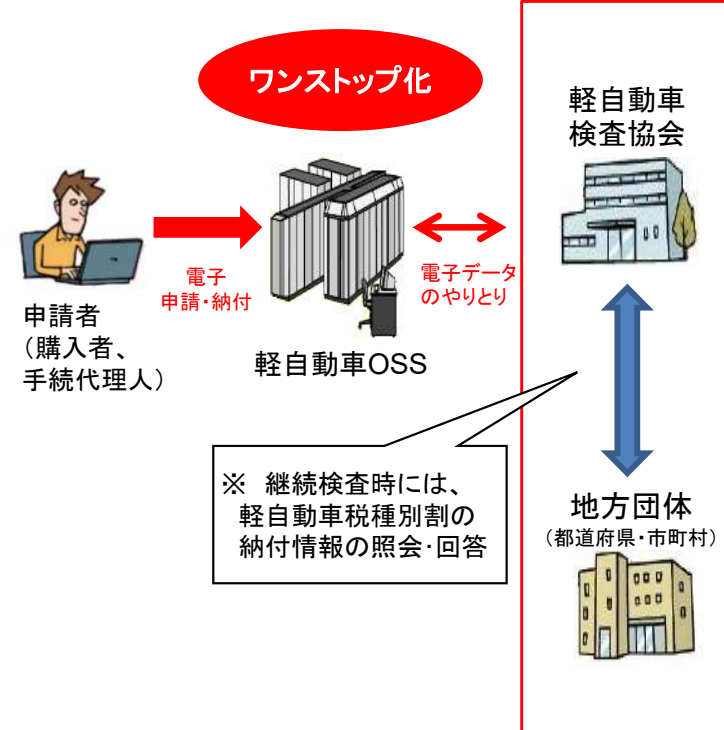
○継続検査に係る手続(R元年5月～)



○新車新規検査等に係る手続



【 令和5年1月以降 】



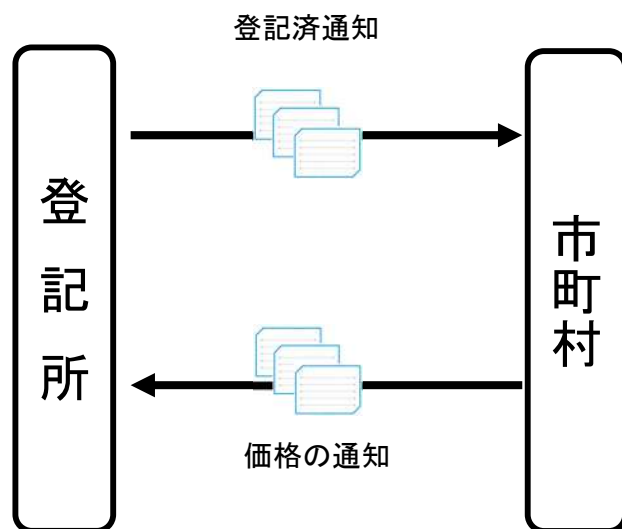
- 注1：ワンストップ化の対象は新車新規のみ
 2：二輪・原付はワンストップ化・軽JNKSの対象外

固定資産税等に係る登記所と地方団体とのオンライン等による情報連携について

- 登記所から市町村への登記済通知及び市町村から登記所への価格の通知については、従来、紙媒体もしくはUSBメモリ等の電子媒体により受渡しが行われていたが、令和2年1月の法務省のシステム更改に伴い、オンラインによる受渡しが可能となった。
- また、これまで、都道府県は、不動産取得税の課税のために市町村から登記情報を入手していたが、より効率的に登記情報を把握できるようにするため、登記所から都道府県に登記情報を電子データにより直接通知することとした。(令和4年度税制改正。令和5年4月1日施行)

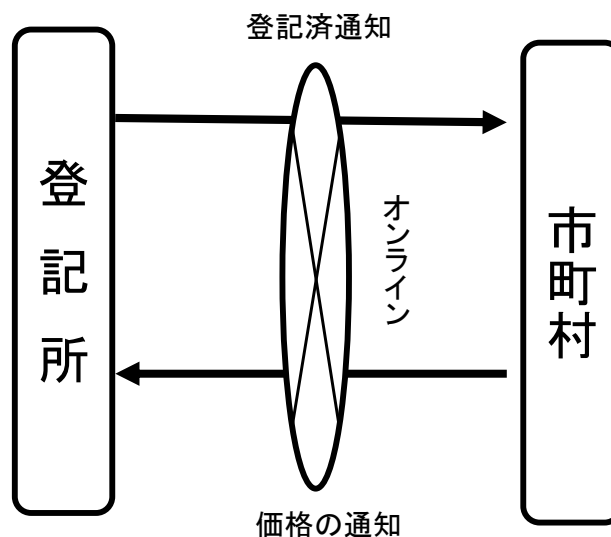
(従来)

紙媒体又はUSB等による受渡し



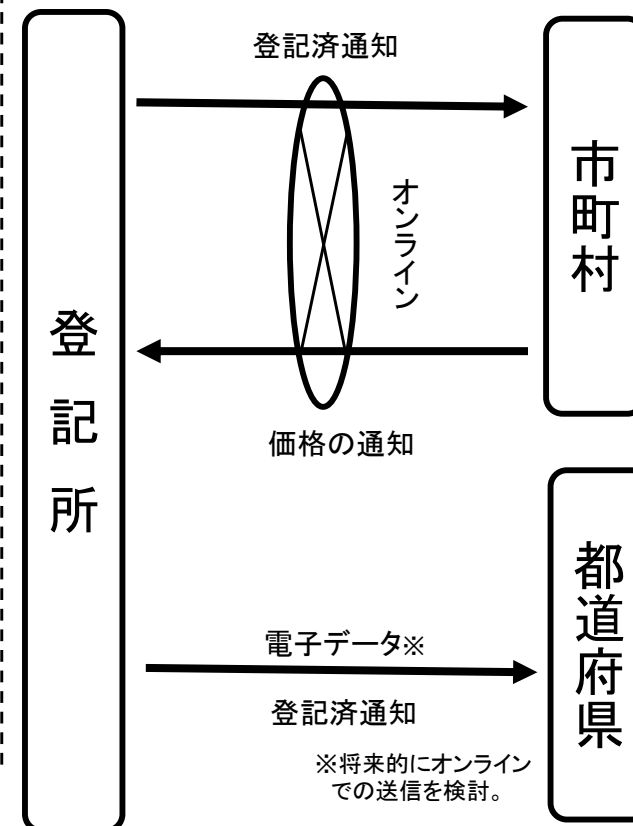
(R2年.1~)

LGWANと政府共通ネットワークを通じたオンラインによる受渡し



(R5年.4~)

登記所から都道府県への直接通知



※将来的にオンラインでの送信を検討。

■ デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日・閣議決定)【抜粋】

別冊・施策集

[No. 9－10] 国税地方税連携の推進

- ・ 国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を目指し、平成23年度（2011年度）以降、国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書、法定調書等の情報について、その対象となる情報の拡大を図りつつ、連携を実施してきたところ。
- ・ 一方で、連携システムの対象外となっている情報については、引き続き、書面による照会・回答や、実地による閲覧等で対応しており、国税・地方税当局双方の事務負担となっている。
- ・ 令和8年度（2026年度）に予定している国税情報システム（国税総合管理システム（KSK）と国税電子申告・納税システム（e-Tax））及び地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、費用対効果を考慮した上で、当該仕組みの連携対象情報の更なる範囲拡大を検討するとともに、国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。

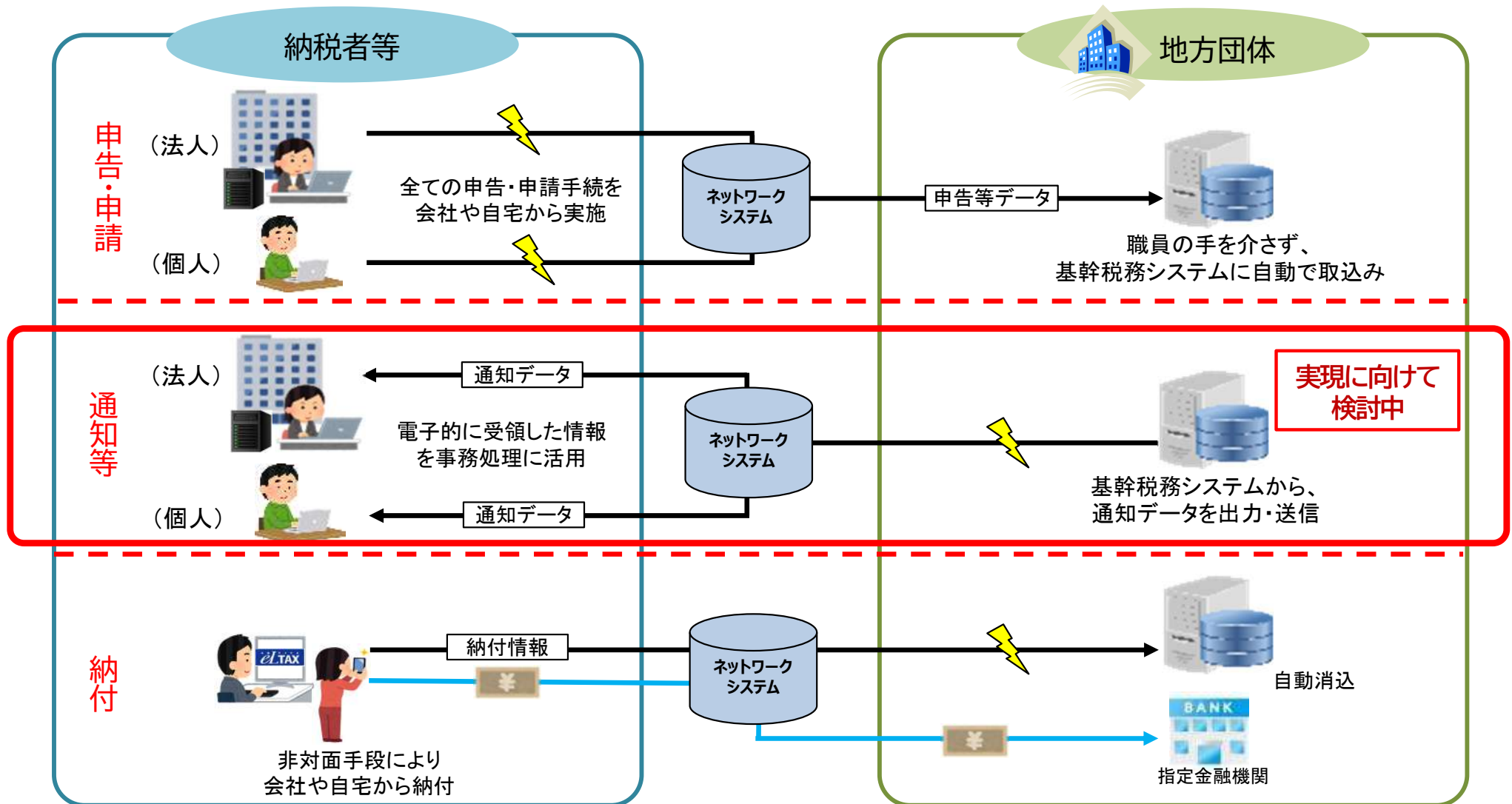
KPI（進捗）： 連携対象となる情報の増加

KPI（効果）： 国税・地方税職員の業務の効率化

4 地方税関係通知のデジタル化

地方税務手続のデジタル化に係る「目指すべき将来像」

- 納税者と地方団体との間のあらゆる手続についてオンラインで行うことを可能とし、双方において、電子的に受信した情報の事務処理での活用を可能とするなど地方税務手続の「デジタル完結」を目指す。



地方税における納税義務者数・課税件数

○ 地方税は国税と異なり、賦課課税税目（申告申請に基づかないもの）が大半を占めており、納税通知書等は、毎年、地方団体が納税義務者に一方的に送付するもの。特に、自動車税・軽自動車税の種別割や固定資産税（都市計画税を含む）は、納税義務者が多いため、納税通知書等の発送枚数も多い。

<課税件数>

【都道府県税】

①自動車税種別割 課税台数 : 4,289万台 [令和2年度]

【市区町村税】

②軽自動車税種別割 課税台数 : 4,098万台 [令和2年度]

③固定資産税の納税義務者数 [令和3年度]

➢ 土地 : 4,138万人 (うち個人 3,970万人)

➢ 家屋 : 4,214万人 (うち個人 4,041万人)

➢ 償却資産 : 472万人 (うち個人 132万人)

④個人住民税（普通徴収） : 1,347万人 [令和3年度]

➢ 全体6,425万人 - 給与所得者（特別徴収）5,078万人

<上記税目に係る法定納期>

税目		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	翌3月
自動車税種別割	県					●										
軽自動車税種別割	市				●											
固定資産税 (都市計画税含む)	市	申告 (償却)			●			●					●		●	
個人 住民 税	給与特徴	(提出)特別徴収義務者が1月末までに給与支払報告書を提出 (通知)地方団体は5月中に特別徴収税額通知を発送。上記特別徴収税額通知に従い、従業員の毎月の給与から税額を天引きし、翌月10日までに納入														
	普通徴収	市		確定申告			●		●		●			●		

(注)上記税目は、地方団体の条例により、納期限を変更することも可能。

■ 規制改革実施計画(令和4年6月7日・閣議決定)【抜粋】

II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを楽しみ、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

(8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	共通基盤の整備	<p>a～c 略</p> <p>d <u>総務省は、令和4年3月に立ち上げた実務者検討会において、地方税の処分通知等(課税明細書等の添付書類を含む。)のデジタル化について、具体的な方策や今後のスケジュールを含めた検討を行い、その結果を踏まえ、可能なものから速やかに必要な措置を講ずる。</u></p> <p>e～f 略</p>	<p>a～c: 略</p> <p>d: 令和4年度末までに結論を得た上で、可能なものから速やかに措置</p> <p>e～f: 略</p>	<p>a～c: 略</p> <p>d: 総務省</p> <p>e～f: 略</p>

Ⅲ. 今後の課題・方向性

地方税務手続のデジタル化に係る今後の課題・方向性

申告・申請のデジタル化

- 令和4年度税制改正において、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを利用して行うことができるように措置された。
- 今後は、現時点でeLTAX未対応である手続について、可能な限り実装を進めていくとともに、eLTAXの更なる利用率向上に向けて、例えばスマートフォンによる電子申告等への対応など、個人向け手続の増加を見据えた利便性向上の取組が必要。

納付のデジタル化

- 令和4年度税制改正において、eLTAXを通じた電子納付の対象税目及び納付手段が拡大され、令和5年4月から、地方税統一QRコードを活用した納付の仕組みが開始予定。
- 個人の納税者にも馴染みの深い固定資産税等での電子納付が可能となることを踏まえ、今後はさらに、eLTAXの利便性向上や安定的な運用、幅広い納税者を想定した周知・広報などが必要。

国税・他機関との情報連携

- 納税者の利便性向上や行政機関の事務効率化に向けて、国税当局との連携を深めるとともに、地方団体間や他の行政機関等との間でも、更なる情報連携を進める。

地方税関係通知のデジタル化

- 地方団体が納税者等に対して送付する納税通知書など地方税関係通知について、デジタル化を実現するための検討を進める。
- その際、デジタル庁をはじめとする関係機関においても、地方団体等の行政機関と、広く住民・企業との間をオンラインで繋ぐ仕組みについて検討が進められていることから、効果的・効率的なシステム構築の観点からも、これらの動きと十分に連携した対応を図ることが必要。

IV. 參考資料

ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	自動車税 軽自動車税	固定資産税 (償却資産)	電子納税
H16 ～ H21	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人住民税、法人事業税の申告開始(H17.1～) ● 事業所税の申告開始(H20.1～) ● 法人設立届等の提出開始(H20.3～) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与支払報告書の電子的提出の開始(H20.1～) ● 公的年金等支払報告書の電子的提出の開始(H21.1～) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的年金の特別徴収データの連携開始(H21.1～) ● 特別徴収開始(H21.10～) 			<ul style="list-style-type: none"> ● OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)による、自動車税、自動車取得税申告開始(新車新規のみ)(H17.12～) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税(償却資産)の申告開始(H17.1～) 	
H22	全地方団体がeLTAXに接続							
H23 ～ H30		<ul style="list-style-type: none"> ● 一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出を義務化(H26.1～) ● 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化(H29.1～) 		<ul style="list-style-type: none"> ● 所得稅確定申告書の連携開始(H23.1～) ● 法定調書の連携開始(H25.5～) ● 扶養是正情報の連携開始(H25.6～) ● 市区町村で受理した所得稅確定申告書情報の国税庁への引継(H29.1～) ● 源泉徴収義務者情報の連携開始(H29.6～) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化(H28.4～) 	<ul style="list-style-type: none"> ● JNKS(自動車税納付確認システム)運用開始(H27.4～) ● 中古車新規登録、移転登録、変更登録、抹消、継続検査も対象(H29.4～) 		
R元	<ul style="list-style-type: none"> ● 開廃業等に係る申請手続の一元化共通入力事務の重複排除(R2.3～) 			<ul style="list-style-type: none"> ● 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出の連携開始(R2.3～) 				<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税共通納税システムの稼働(R元.10～)
R2	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務諸表の提出の一元化(R2.4.1～) ● 大法人に係る電子申告義務化(R2.4.1以降の事業年度に係る申告) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出基準の引下げ(R3.1～) 		<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税申告時に提出された財務諸表の連携開始(R2.4～) 			<ul style="list-style-type: none"> ● 申告システム改良(複数課税庁への一括電子申告、エラーチェック機能強化)(R2.12～) 	
R3								<ul style="list-style-type: none"> ● 個人住民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の申告・納入手続の電子化(R3.10～)
R4						<ul style="list-style-type: none"> ● 軽OSS、軽JNKS運用開始(R5.1～) 		
R5以降					<ul style="list-style-type: none"> ● 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化(R6.1～) 			<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税統一QRコード活用開始。固定資産税や自動車税を含む全税目への対象拡大(R5.4～)

地方税務手続のデジタル化に係る今後の見通し・スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
電子申告の税目拡大（準備ができたものから順次） ○地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税・宿泊税の電子化（令和5年10月目標）					
仕様検討	調達	設計・開発・試験	稼働・運用		
○軽油引取税（令和6年10月目標）、個人住民税（令和7年1月目標）、その他の税目（順次対応）					
その他申告・申請等の手続（令和7年末までの出来るだけ早い時期。準備ができたものから順次対応）					
検討		順次対応			
地方税共通納税システムの拡大（令和5年4月課税分から） ○対象税目の拡大（固定資産税・都市計画税・自動車税種別割・軽自動車税種別割・その他全ての税目）					
開発・試験		稼働・運用			
○納付手段の拡大（スマートフォン決済アプリ・クレジットカード等による納付）					
事業者公募等	事業者画面開発・接続試験		稼働・運用		
車体課税関係（令和5年1月から） ○OSS都道府県税共同利用化システムの更改					
開発・試験		稼働・運用			
○軽自動車関係手続の電子化					
開発・試験		稼働・運用			
特別徴収税額通知（納税義務者用）（令和6年度分以後の個人住民税について適用）					
調達	設計・開発・試験		稼働・運用		
基幹税務システムの標準化（令和4年8月末に第2.0版公表後、随時、改定予定）					
第2.0版策定	システムベンダにおける開発	市町村において標準準拠システムの導入	稼働・運用		
eLTAX次期更改（令和8年9月から）					
実施計画	調達仕様書	調達	設計・開発・試験		稼働・運用

